

青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月4日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

子育て支援の更なる充実を図るため、高校生等にかかる医療費の助成を受けることができる者を拡充したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市高校生等の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、施行日前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定による医療証の交付手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。